

昭和61年3月24日  
教 育 長 決 定  
一部改正平成28年4月1日

## 東京都立学校の授業料等減免取扱要領

### 1 目 的

この要領は、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第四条及び第十条の二の規定に基づき、東京都立学校の授業料等減免に関する事務処理の必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 減免の対象及び減免の額

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第四条及び第十条の二に定める「教育長が別に定める基準」は、次のとおりとする。

なお、①から③までに該当する者のうち、高等学校等就学支援金及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）（以下「就学支援金等」という。）の支給要件を満たす者は減免の対象外とする。

	基準	減 免 の 額
①	生活保護受給世帯	全額免除
②	生活保護受給世帯と同程度の世帯	全額免除
③	生活保護受給世帯に準ずる世帯	1 / 2 減額
④	4月始業式以前に他道府県に転出学した者	4月に納付すべき授業料等の全額免除
⑤	所得要件を除けば就学支援金等の受給資格を得られる者で、保護者等の失職、倒産などの家計急変により、授業料の納付が困難となった者（前①から③までの基準に該当する者）	家計急変による収入状況が区市町村民税所得割額に反映されるまでの間（年度をまたぐ場合を含む。）、授業料等の全額免除
⑥	月の中途（月の初日を除く。）に都立学校以外の学校から都立学校に転学した者のうち、就学支援金等の支給要件を満たしている者	転学した月に係る授業料等の全額免除
⑦	在学期間を除けば就学支援金等の支給要件を満たす者で、留学（※1）又は病気療養（※2）により在学期間が就学支援金等の支給期間を超過した者	超過した月に係る授業料等の全額免除

	基準	減免の額
⑧	単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、就学支援金等の支給要件を満たしている者で、履修登録単位数が通算で74単位又は年間で30単位を超過した者（学び直しへの支援については年間で18単位を超過した者）	就学支援金等の支給決定を受けた期間における、超過した単位に係る授業料等の全額免除
⑨	その他教育長が特に必要と認める者	全額免除又は1/2減額

※1 留学 平成11年4月1日付10教学高第1038号通知「留学の取扱いについて」の定めるところにより、校長の留学許可の手続を経ていること。

※2 病気療養 傷病の療養のための入院若しくは通院のため又は自宅療養等を行うために授業の欠席をしたことが、標準修業年限を超えて在学することの原因となったことを診断書等により証明ができる場合をいう。

### 3 減免の期間

減免の始期は、減免申請書を受理した日の属する月からとし、期間は当該年度を超えない範囲とする。

ただし、就学支援金等を申請し、不認定となった者の減免の始期は、審査結果の通知があった日の翌日以降30日以内に減免申請書を受理した場合には、就学支援金等の申請月からとする。

また、就学支援金等を申請し、認定となった者で、事由⑧に係る減免の始期は、審査結果の通知があった日の翌日以降30日以内に減免申請書を受理した場合には、就学支援金等の申請月からとする。

事由⑤に係る場合で、収入状況が区市町村民税所得割額に反映されるまでの期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとの減免申請が必要となる。

### 4 手続及び決定

授業料等減免の申請は、保護者が申請書に別記に定める必要書類を添えて校長に提出する。

校長は、授業料等減免の申請があったときは、事由①から⑧までについては、可否、種類を決定し、申請者に通知する。

校長は、事由②、③及び⑤（①の基準に該当する場合を除く。）の決定に当たっては、「生活保護認定額表」の生活保護と同程度及び準ずる世帯の認定方法、別表1及び別表2の認定方法による比較計算を行う。

### 5 減免の取消等

校長は授業料等の減免を受けている者が、下記の事由に該当するときは、その減免を停止又は取り消すものとする。ただし、下記(3)について、教育長が必要と認めたときは審査を行い、その通知をもって校長が取り消す。

- (1) 本人から辞退の申出があったとき。
- (2) 授業料等の減免を必要としなくなったとき。
- (3) 減免の申請の内容に重大な誤りがあると認めたとき。  
この場合は、減免したときに遡って取り消すものとする。

## 6 事務処理

- (1) 校長は、授業料等減免の決定をしたときは、決定から10日以内に授業料等減免報告書を主管課長宛て提出し、調定に関する必要な手続を行う。
- (2) 授業料等減免の認定計算に用いる「生活保護認定額基準表」については、学校宛てに別途通知する。

## 附 則

この要領による事務の取扱いは、昭和61年4月1日から適用する。

なお、従前の「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正について(昭和55年12月1日付55教学高第271号)」の通知のうち、授業料減免手続に関しては昭和61年3月31日をもって廃止する。

## 附 則 (平成17年3月30日付16教学高第2224号)

この要領による事務の取扱いは、平成17年4月1日から適用する。

なお、東京都立高等学校の寄宿舎使用料徴収条例施行規則第四条に基づく減免手続に関しては、この要領に基づき取り扱うものとする。

## 附 則 (平成28年4月1日付27教学高第2307号)

この要領による事務の取扱いは、平成28年4月1日から適用する。